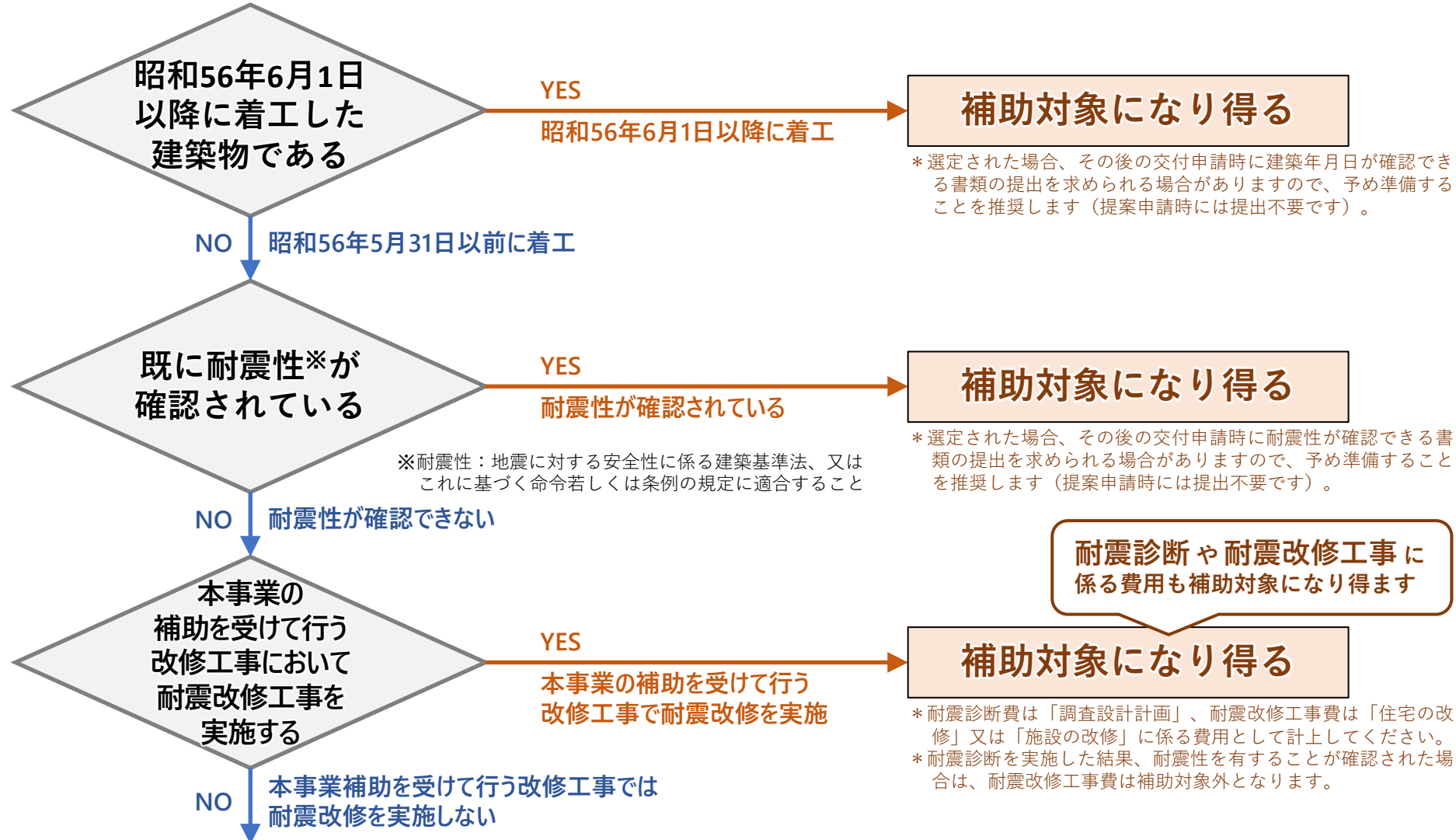


# 補助対象になり得る既存建物、耐震改修工事等

昭和56年5月31日以前に着工した建築物でも、住宅等の整備費用について、住まい環境整備モデル事業の補助を受けられる可能性があります。

## ■ フローチャート



評価事務局にお問い合わせください

提案内容によっては応募可能な場合もありますので、下記メールアドレスまでお問い合わせください。  
住まい環境整備モデル事業評価事務局 メールアドレス：[info@100nen-sw.jp](mailto:info@100nen-sw.jp)